

## 大井町協働のガイドライン（素案）に対するご意見の概要と町の考え方

### 1. 意見募集の方法

募集期間：令和3年3月1日（月）～3月14日（日）

提出者数：2名

件数：25件

### 2. 大井町協働のガイドライン（素案）に対するご意見の概要と町の考え方

No.	箇所	ご意見の概要	町の考え方
1	はじめに	自治基本条例についての記述が見られるが、条例を理解するために、資料として条例文を添付することが必要ではないか。また、町の計画を実施するために必要な町議会の議会基本条例も併せて掲載されればより理解を深められるのではないか。なお、条例制定の経緯も分かれば、協働を説明するのに分かりやすくなると思う。	自治基本条例は、まちづくりを進める上での基本方針であり、本ガイドラインも条例に則して、作成するものであります。しかし、本ガイドラインは条例への理解促進ではなく、協働のまちづくりについての理解を促進するために作成するものであり、また自治基本条例や議会基本条例、条例の制定の経緯を掲載することで内容が大部になり、気軽にご覧いただくことが難しくなると思われることから、条例文等については掲載しないものといたします。
2	はじめに	「協働のガイドライン」なのですから、「自治会担当職員制度」ではなく、「協働推進課を新たに設けた」ということの方を特筆すべきではないか。	ご指摘のとおり、協働推進課の設置について記載させていただきます。また、協働を推進するために新たに導入した制度であることから、自治会担当職員制度についても併せて記載するものといたします。
3	第1章 1. 協働ってなに？	「協働」＝「・・・がまちづくりに取り組むことです」となっていますが、ここは、主語としては「協働のまちづくり」ではないか。または、あくまでも、辞書にあるような一般論としての協働（同じ目的のために、力をあわせて働くこと）の記述からスタートすべきではないか。確かに、大井町自治基本条例では協働について定義付けされているが、この記述は飛躍している気がする。	5頁に記載のとおり、本町では自治基本条例により、協働を「まちづくりを進めるために、町民、議会及び町がそれぞれの立場を尊重し、連携・協力して取り組むこと」と定義しております。ご意見のとおり、一般論についても重要であります。町が推進する協働の理解を促すために、協働を主語として、条例をベースに記載しております。
4	第1章 新しい公共について（コラム）	新しい公共については、必要な説明ですが、事例があれば一層分かりやすいと思う。	
5	第1章 新しい公共について（コラム）	「平成22年度に国において「新しい公共支援事業」が事業化され、」のくだりは必要か。「協働」がもてはやされた時代ならまだしも、「新しい公共」の概念すらも、最近では耳に失くなってきている。また、早期から「協働」を謳っていた自治体も今では「協働疲れ」「協働の失敗」などと、「協働」の意義を問い直す時期にきている自治体もある。人権同様、ある意味、普遍的な内容かとも思うが、「新しい公共」が叫ばれてから10年が経過し、その間、少子高齢化、担い手不足なども進み、当時とは前提条件も異なっていると思うので、必然的に記載内容も変わってくるかと思う。	新しい公共については、現在とは状況が異なることから、事例などの具体的な説明はいたしません。協働についての理解を促すため、協働が推進されてきた経緯・全国の動向としてコラムに掲載いたします。
6	第1章 社会参加について（コラム）	「未病の改善」については承知していましたが、大井町が未病の改善、健康寿命の延伸に取り組んでいることについて知りませんでした。未病が入ってくると、一瞬ピンとボケるので、単純に「社会参加」のところの記述だけで良いのではないか。	大井町では、県とともに未病改善の取組を推進しております。協働のまちづくりに取り組むことによる社会参加は、未病改善にもつながるものであり、健康への意識の高い方に、協働への関心を持っていただくために、コラムとして未病改善・社会参加について記載するとともに、個人が協働に取り組むメリットとして記載しております。
7	第2章 3. 協働の担い手	「担い手」別に、「協働のメリット」が記載されているが、主体別のメリットが、活動ベースで記載されている中で、「未病の改善」が何となく場違いの感がする。	
8	第2章 3. 協働の担い手	「協働のガイドライン」について、引用も含め「協働」の定義がいろいろと出てくる中で、「町民」の位置付けが様々あり分かりにくいと感じた。7ページの「協働に担い手」だと「住民（個人としての町民）」とある一方、次ページには「事業者・学校」とあるが、大井町自治基本条例では、それらも包括して「町民」とされており混乱しやすい。何か一つにベースを置き、それとの違いがわかりやすいように記載いただけるとありがたい。	本ガイドラインでは、1頁に掲載しておりますように、個人としての町民を「住民」、個人・団体を含む、行政と対をなす包括的な概念としての町民を「町民」としてあります。また、包括的な概念である「町民」を使用する際に、住民・町民活動団体などの各主体の総称として「町民」を使用することを明記するなど、混乱を招かないよう工夫しております。ご指摘のとおり、町が使用する町民や住民という言葉については、使用場面によって位置づけが様々であることから、伝わりやすい表現について、今後も検討してまいります。
9	第3章 自治会に加入しましょう！（コラム）	自治会に加入しましょうのコラム欄は分かりやすいが、親睦活動の「お祭り」は神社等の宗教的ニュアンスがあり、表現の方法によっては町の中立性が問われる。	お祭りは多くの自治会で行われている親睦活動であり、イメージしやすい例として、記載しております。また、お祭りには様々な種類があり、神社等で実施するものもあれば、ひょうたん祭に自治会として参加される場合もあります。表現方法につきましては、町の中立性を損なうことのないよう、今後も注意してまいります。

No.	箇所	ご意見の概要	町の考え方
10	第3章 2. 協働の領域	「協働の領域図」には、「私的な領域」に対峙するものとして「公共的な領域」とあるが、「協働のガイドライン」において「公共(的)」と「公益(的)」は、どのような意味の違いがあるのか、具体的に例示していただきたい。 また、愛知県岡崎市では、「公益活動」の一般的な言葉の意味が非常に幅広く、分かりにくいことから、市民活動団体登録で求められる「公益活動」とは何かを明確にするために、市民協働推進委員会で一定の基準を設けるなどしているので参考にさせていただければと思う。	公共的とは、社会一般に通じること、不特定多数に開かれていることを指し、公益的とは、公共の利益に通じること、不特定多数の利益につながることを指す言葉です。 ご指摘のとおり、それぞれ対象範囲が広い言葉ではありますが、本ガイドラインでは、独自に定義することなく、一般的な言葉として使用しております。 今後、具体的な取組を実施する場合には、先進事例を参考に、その都度、使用する言葉の定義について整理してまいります。
11	第3章 協働にふさわしい領域、ふさわしくない領域(コラム)	「ふさわしくない領域」として、「宗教の領域」、「政治の領域」などとあるが、芸術、平和、憲法などの分野も、時として政治的・思想的要素も含んでいる場合があり、「多様性を叫びながら、傍目には、当の本人が排他的だった」ということもある。住民活動(サークルなど)なら良いが、行政として、「主観」と「客観」の間と、公平・公正もある中で、どう関与していくのか。	行政は政治的・宗教的に中立であり、これらを目的とする活動については、本町との協働にふさわしくありませんが、ご指摘のとおり、本来的には関係のない活動であっても、これらの要素を含む場合があります。 政治的・宗教的な要素を含み得る活動については、協働にふさわしいか否かをあらかじめ線引きすることが難しいことから、個々の状況に応じて、ケースバイケースで判断していきたいと考えております。
12	第5章 1. 町と協働する	活動が盛んになり、データが蓄積されたら、活動団体や活動内容の一覧を公表するなど、今後の活動の参考になるような活用をして欲しいと思う。	今後、協働のまちづくりの取組が活発になり、実績が蓄積された場合には、ご意見のように、事例の発信など、更なる促進に向けた方策を検討していきたいと考えております。
13	第5章 参考様式	チェックシートは分かりやすい方法だと思う。ただ、今後、内容が様々になるとそれに合わせて変更も必要になると考えられるが、その場合にも柔軟な対応を望みます。	チェックシートについては、ご指摘のとおり、将来的に状況に合わなくなった場合には、必要に応じて見直していきたいと考えております。
14	第6章 2. 協働を推進するための取組	課題の重要な部分を占める意識改革は、町民にとっても職員にとっても新しい感覚を身につけるといって難しさを伴うでしょう。試行錯誤をしながら慣れるより方法はないかもしれません。 研修会やマニュアル(ハンドブック)によって、常に協働の意識を持つことでしょうか。ハンドブックを作成する時は、町民参加(協働)で編集することも有効かもしれません。 また、過去に実施されてきた町政懇話会等、一部の人たちがしか参加しない会は改善が必要であると思う。新しい発想(リモートを含む)を考案し、参加しやすい方法も生み出さなければなりません。開催場所も集まりやすい場所を工夫すること、また各世代にとって話題性のあるテーマを決める等々。 意識改革や情報共有のためにどんなことをするかが大井町の今後の協働の意識の定着にかかっています。 若い世代はSNSやLINEを行使して、情報交換や情報共有することが多くなっているとの報告もあります。一方で、高齢者の多くはインターネットが苦手で、機器も所有していないという現状もあります。そんな現状を受け入れつつ、誰にでも情報が届く手立てを検討し、実施しなければならないと思います。 広報紙はもちろんですが、ホームページ、フェイスブックやチラシ、あるいは必要な人には研修、説明会、出前講座等、あらゆる手段を駆使して周知を図ることが大切だと考えます。	ご意見をいただきましたように、協働の推進にあたっては、新しい生活様式に対応した方法や、世代ごとの特性に応じた媒体を活用するなど、様々な方策が考えられます。 本ガイドライン等により協働のまちづくりについての理解促進に努めるとともに、効果的な事業の実施方法についても検討してまいります。
15	第6章 2. 協働を推進するための取組	協働の担い手である民間の活動が、いつまでも行政の支援によって支えられているような状況は、本来は、適切なものではないと思う。 「協働事業提案制度の創設」などを検討されるような場合は、行政課題を踏まえ、重点的な分野を定め対応していく必要があると思う。 「補助金公募制度」「地域活動スタートアップ助成事業」も含め、「協働(様々な形態あり)」と「財政的支援(補助金)」のあり方は見直す必要があるのではないかと。 補助金制度も現状は大分硬直化しているような感じを受ける。また、協働事業もマンネリ化している部分も見受けられ、「実施自体」が目的になってしまっているようなものも見受けられる。 実態は違うということもあるかと思うが、既存の協働事業も含め、一度、一定の評価シートを作成し、検証の場を設けてみる必要があると思う。	ご意見のとおり、協働のまちづくりを推進し、町民主権の自治を実現するためには、町民の活動が自立することが望ましいと考えております。 また、今後、活動の主体となる町民に協働のまちづくりについての理解が広がり、協働事業提案制度などの新たな取組を検討する際には、協働が手段ではなく、目的となっていないかなどの視点により、既存事業の見直しや検証を行い、スクラップ・アンド・ビルドにより取組を発展させていきたいと考えております。

No.	箇所	ご意見の概要	町の考え方
16	第6章 2. 協働を推進するための取組	各所管課がそれぞれの業務において、「私たちの町は、こういう分野が弱い」ということを発信してくれるれば、それに呼応できる人材も現れてくるのではないかと。他市町での良い事例（行政側からして補完いただきたい分野の取組）などを紹介いただければ、「できる人が」、「できるところから」関与していただけるのではないかと。町民からのアクションを待つのではなく、その辺のきっかけづくりを仕掛けてほしい。	ご意見のとおり、協働のまちづくりを推進するには、町がきっかけづくりをすることも重要であります。まずは、町民に協働への理解や取組が広がるよう、ガイドライン等を活用し、普及啓発などに取り組んでまいります。今後、活動の主体となる町民に理解が広がり、担い手が増えた際には、更なる活動のきっかけとして、行政提案型協働事業や事例集の作成など、新たな取組を検討してまいります。
17	第6章 2. 協働を推進するための取組	大井町全体が協働の精神を理解して、協働の意義を空気のような存在と捉えられるようになれば、大井町の様々な事業や施策、活動が円滑に進むでしょう。今回ガイドラインが作成されて、活動が積み重ねられ、経験値が高くなれば、協働推進は当たり前で町の活性化にはなくてはならないものとなるでしょう。はじめの一步を町民と行政が踏み出すことに期待は膨らむばかりです。同時に最初が肝心との心構えも必要だと思います。	町民に協働への理解や取組が広がり、町民の主体的な活動によって、協働のまちづくりが推進されるよう、ガイドライン等を活用し、普及啓発などに取り組んでまいります。また、町民主体の活動が活発になり、更なる促進に向けて、新規事業を創設する際には、町民との協働により内容を検討していきたいと考えております。
18	第6章 2. 協働を推進するための取組	庁内の旗振役である協働推進課の意識で、今後、良くも悪くも「大井町における協働」が変わってくるものと認識している。ある意味、「協働事業提案制度の創設」程度といった他自治体のマネごとでなく、担当所管課こそ、もっと「自分ごと」として捉えていただきたい。	
19	第6章 2. 協働を推進するための取組	「協働」にあたり、実施団体が「私たちは良いことをしているので、行政は活動場所（町の会議室ほか）を確保するとともに使用料減免を」などとなっていったら、施設管理がまわらなくなるほか、今後厳しい財政状況が想定される中で、受益と負担の関係がどうなるかとも懸念している。「協働」については、正直、他自治体よりも大分遅れていると思うので、他自治体の事象などをもとに、同じ轍を踏まないように頑張っていたきたい。	現状においても、公共施設の利用についてはルールを設定しておりますが、今後も多くの町民に安心してご利用いただけるよう、それぞれの施設で利用マナーや受益者負担等を検討し、運営してまいります。
20	第6章 2. 協働を推進するための取組	町役場北側の公園は多くの住民の様々な活動のフィールドとなることが期待されます。しかしながら、公園利用においては、一般利用と協働事業の線引が周囲からは分かりにくい部分も出てくるかと思う。仲間内だから、みんなも困らないからなどと、公共の場での物品の売買行為、一部団体による独占的使用なども出てこないとは限りません。「協働」の名のもとに、何でも許されるといったなし崩しなことにならないよう、ルール化、受益者負担などについて周知・明確化する必要があると思います。	
21	第6章 2. 協働を推進するための取組	「自治会担当職員制度」については、一住民の立場では、土日に自治会館で多くのマンパワーを用いてマスク配布していた程度のイメージしかなく、正直、活動という具体的な成果が見えてきませんので、町ホームページにこれまでの活動実績を掲載いただきたい。目立った効果があれば、それをホームページにアップすることで、自治会同士・また自治会員としての一住民と共有ができ、横展開なども可能になると思う。	自治会担当職員制度は、行政的な立場から自治会の自発的な活動を支援するものであり、担当職員が具体的な成果を上げることを想定した制度ではありません。担当職員は、自治会と町とのパイプ役・相談役を担っており、具体的には、マスク配布のほか、総会などの会議への出席、コロナ禍の自治会運営についての情報収集、地域内巡視などの活動を行っています。今後も、自治会を支援し、その活性化を図るため、自治会担当職員制度を運用してまいります。
22	第6章 3. 協働の活動事例	協働のまちづくりの事例として、多くの町民がその名称を知っているような、協議会や事業が掲載されている。これら団体等の掲載は、町民に対し「協働は身近なもの」ということを理解していただくに有用かと思うが、「協働のガイドライン」の作成で、裾野を広げようとする一方で、現状維持も難しくなる現実があるのではないかと危惧している。「協働」は「目的」ではなく「手法」であることを踏まえ、これら団体の活動状況や現状を行政が周知・案内することにより、新たな担い手の発掘につなげるなどしていただきたい。	関心のない方に対して、協働のまちづくりは新しい手法ではなく、既に身近なところで取り組まれていることを知っていただくために、多くの町民にとって聞き覚えのある事業を掲載しております。詳細については、内容が大部になることから本ガイドラインには記載いたしません。それぞれの事業において活動を周知し、新たな担い手の発掘、協働のまちづくりの推進に取り組んでまいります。

No.	箇所	ご意見の概要	町の考え方
23	その他 (ガイドラインの作成過程)	<p>「協働」については、大井町自治基本条例において「協働」の文言が出てくるものの「協働」についての認識は、それぞれに異なり、まだまだ町民と行政の間で共有できていない状況にあると思っており、いつになったら「共通のモノサシ」をつくるのだろうかと思っていたので、「ガイドライン策定」については歓迎するものである。</p> <p>多くの自治体で、住民と行政が、「対等の原則」「自主・自立の原則」「相互理解の原則」「目的共有の原則」などに基づき、一緒に汗をかきながら協働のガイドラインなどを策定し、策定作業で培った信頼感をベースとして活動につなげてきているが、今回のガイドライン策定は、新型コロナウイルス感染症の影響があったことを差し引いても、行政が素案骨子作成まで固めてしまうことに違和感を感じている。</p> <p>こうしたガイドラインづくりが、十分な住民の参加・協働によって策定されることが重要だと思っている。今回の意見募集をもって、住民意見の聴取と言われるかもしれないが、「果たして何件の意見が集まるのだろうか」、「5件を超えるのだろうか」、「既存活動団体へ直接に積極的な意見募集はされたのだろうか」と思っただけだが、どのようなアクションを取ったのか。</p> <p>近年、自治体のルールそのものが、住民と一緒に策定されるケースも多く、それこそが、参加・協働による政策形成の実践の場、引いては、住民力の向上に寄与するものと思うが、「住民の関与」についてどのように考えているのか。</p>	<p>町では戦略事業に掲げ、協働の推進に取り組んでおりますが、ご意見のとおり、町民に協働についての理解が広まっておらず、意義や目的などについても共有できていないことから「協働とは何か」「どういった方法があるのか」その一般的な内容を示し、まずは協働への理解を促進するために、協働のガイドラインを作成することといたしました。</p> <p>また、作成にあたっては、活動の主体となる町民の意見を反映させるべきですが、新型コロナウイルス感染症が流行している状況に鑑み、接触を避け、行政で作成した案を公開し、意見募集を実施する方法を採用いたしました。</p> <p>なお、意見募集にあたっては、広報紙に掲載するとともに、町ホームページに掲載し、周知を行いました。</p> <p>関心が高くないためにガイドラインを作成するものであり、結果として意見提出者の数は多くありませんでしたが、住民の関与を求めることで、自治基本条例で掲げる「町民主権の自治の実現」に寄与するものと考えており、今後も協働の推進にあたっては、行政のみで検討するのではなく、町民の意見を反映しながら、取り組んでいきたいと考えております。</p>
24	その他 (SDGsの理解促進)	<p>最近の計画ものについては、SDGsとの関係が掲げられている。しかしながら、住民全体としてSDGsの十分な理解がされているとは言えない状況にあるように思う。SDGsについては、町広報では、一時、特集もありましたが、広報紙は一過性の要素も強いと思うので、町ホームページにSDGsのページを設けていただけないか。</p>	<p>ご意見のとおり、町ホームページ上でSDGsのページを作成して周知する方法もありますが、SDGsは、複雑化・多様化する社会的課題の解決に向けた包括的な取組であるため、具体的な活動内容や自分事としてのイメージが湧きにくいことから、町では、第6次総合計画や個別事業において、事業とSDGsの関連付けを行うことで、SDGsにつながる行動の促進に取り組んでいます。</p> <p>今後も、それぞれの事業を通して、SDGsの理解促進に取り組んでまいります。</p>
25	その他 (共創)	<p>「協働」のほかに、町議会の中でも触れられていた「共創」はどこにいつしまったのか。</p>	<p>共創とは「新たな価値を共に創り出すこと」であり、協働を推進することで、共創にもつながるものと考えております。</p>

※「大井町協働のガイドライン（素案）」における該当箇所については、ご意見の内容に応じて記載しております。